

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 5 年 9 月 25 日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
大阪府池田市ダイハツ町1番1号		ダイハツ工業株式会社 代表取締役社長 井上 雅宏 電話番号： 072 - 751 - 8811					
主たる業種	自動車製造業（二輪自動車含む）	細分類番号	3 1 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	R4年度9～3月（9月より2直操業）とR5年度4～8月から算出した通年2直操業時の排出量を基準とし温室効果ガスを3年平均4%以上削減する						
計画を推進するための体制	工場長を統括者とする環境保全組織によりエネルギー削減計画の推進・フォローを行う						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	20,149.0 トン	22,428.5 トン	21,979.8 トン	21,540.0 トン	9.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,349.7 トン	22,428.5 トン	21,979.8 トン	18,831.1 トン	14.9 パーセント	
目標の根拠	生産工程の改善、高効率機器の導入を進め3年平均4%以上の削減を図る						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産台数×1/10)	1.65	1.16	1.13	1.11	-31.31 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	原単位は生産台数を指標とする。目標設定時の生産台数は令和5年度の生産計画台数(194,060台/年)に1/10を掛けて算定						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	太陽光発電の増設、新旧工場空調の運転効率化					
	令和6年度	新旧工場空調の運転効率化					
	令和7年度	新旧工場空調の運転効率化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	工場最寄駅まで社内バスを運行し公共交通機関での通勤を推奨している					
	上記の措置を採用する理由	工場周辺の渋滞緩和、環境負荷軽減に寄与している					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	2,708.9 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	2,708.9 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	産業廃棄物の削減、地域懇談会、クリーンアップ活動等を通じ地域と密着した活動を推進する						
特記事項	・代表者の変更：奥平 総一郎 → 井上 雅宏 ・再生可能エネルギーを利用した電力供給量変更 → 売電なしのため						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。